

東京防災プラン2021（素案）に対する意見募集の結果について

1 意見募集期間

令和3年2月12日（金曜日）から同年3月13日（土曜日）まで

2 意見提出の状況

- (1) 提出された方の総数 7名（法人含む。）
- (2) 提出意見の総数 22件

3 意見の概要と都の考え方

該当箇所	意見の概要	都の考え方
防災分野におけるDXの推進	・DXの推進にあたっては、防災分野の職員に対するデジタルリテラシー教育も含めるべきである。	・都では、情報通信機器の取扱いの習熟に向けて、定期的に情報連絡訓練等を実施しています。
防災分野におけるDXの推進	・情報機器については、万一、通信途絶があったときのために、アナログの代替手段も確保しておくべきである。	・都では、防災行政無線、衛星通信、MCA無線等、複数の連絡手段を確保し、発災時における関係機関との連絡体制を構築しています。
防災分野におけるDXの推進	・語学ボランティアに加えて、多言語対応の翻訳ツール（ポケトークや類似品）の配備を検討してみてはどうか。	・都では、災害時に被災外国人を支援するため、語学力を有する都民等を「防災（語学）ボランティア」として募集・登録するとともに、災害時に備えた実践的な研修等を実施しており、音声翻訳アプリ等を紹介しています。
防災分野におけるDXの推進	・東京都の帰宅困難者対策オペレーションシステムの構築に際して、一時滞在施設の開設状況や混雑度等の情報を統一的に提供するシステムの整備や、一時滞在施設における通信環境設備整備への補助等を行い、一時滞在施設の混雑緩和と施設における費用や運営の負担軽減を図るべきと考える。	・都では、帰宅困難者の滞留状況や一時滞在施設の受入状況を迅速に収集・把握するため、来年度、携帯電話の位置情報やカメラの画像解析等のデジタル技術を活用した新たなシステムの構築に着手し、発災時の帰宅困難者の安全確保を図っていきます。 ・新システムに関しては、開発と並行し、一時滞在施設での運用方法等についても検討していきます。
想定しうる災害シナリオ（区部・多摩地域における）	・阪神淡路大震災時において、倒壊した建物は、沿岸部の軟弱地盤地帯に集中しており、建物自体の耐震性よりも	・建物等の倒壊は、軟弱地盤の地域に限らず、どこでも起こりうる事態として記述しています。

る地震)	地盤が建物損傷の主要因である可能性があると考えるため、発災時に懸念される事態（リスク）の「建物等の倒壊」の中の記述の冒頭に、「軟弱地盤にあり、」を追記してはどうか。	
想定しうる災害シナリオ（区部・多摩地域における地震）	・阪神淡路大震災時において、倒壊や一部フロアの圧壊等が著しかったのは、商業ビルやオフィスビル等なので、発災時に懸念される事態（リスク）の「建物等の倒壊」の中の記述に「商業ビル」を追記してはどうか。	・本プランの「区部・多摩地域における地震」における想定しうる災害シナリオについては、自宅における内容と繁華街における内容とで分けて記載しており、繁華街における「発災時に懸念される事態（リスク）」においては、ビルに関する記述を入れております。
1．建物の耐震化、更新等（区部・多摩地域における地震）	・低コストで免震化する技術や冠水時、建屋の中に水が入らない技術を有している。	・御意見として承ります。
2．住民による救出活動の展開（区部・多摩地域における地震）	・「共助」の定義が広すぎることから、「自助」と「共助」の間に、「互いに相手を認知できる間柄での助け合い」という意味の「互近助」を入れることで、より実効性の高い「助け合い」が実現するのではないか。	・都では地域における身近な共助の例として、P.34、P38、P.42において、地域の防災活動、消防団、自主防災組織等への参加や近所の安否確認等の事例を示しています。
4．安全で迅速な避難の実現（区部・多摩地域における地震）	・地震の際と風水害の際の時の避難場所（避難所）は別個とせず、同一の施設に統一すべきではないだろうか。	・同一施設が避難所と避難場所の二つの役割を担う事例もありますが、避難場所は災害対策基本法に基づき、災害種ごとに区市町村が指定することとなっています。
4．安全で迅速な避難の実現（区部・多摩地域における地震）	・東京都防災アプリのように、自分がどこにいても最寄りの避難場所や避難所が分かるようなアプリを更に普及させるとともに、行政界を越えた広域避難の取組を進めるべきである。	・東京都防災アプリの水害リスクマップにおいては、行政界にかかわらず、浸水エリアや土砂災害警戒区域を確認できます。また、同アプリからも閲覧可能な防災マップにおいては、全区市町村の避難所・避難場所を確認できます。引き続き、同アプリの利用促進を図り普及啓発を進めています。
5．各種情報の的確な発信（区部・多摩地域に	・発災による倒産を防ぐためにも、各企業において、災害発生時に従業員や家族の安全を確認するシステムを導	・都では、企業における事業継続計画の策定支援等を通じて、社員や顧客の命を守り、緊急事態でも事業を継続し、企業を守

おける地震)	入すべきと考える。	る取組を推進しています。 また、発災時に家族の安否を確認できるよう、自助・共助の観点で、東京都防災ホームページや本プラン P.46 等において、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板の活用を普及啓発しています。
5．各種情報の的確な発信（区部・多摩地域における地震）	・地震発生時のみならず、火災・噴火・台風・大雨・大雪等の際にも、SNS 等による情報発信を行うにあたっては、情報バリアフリーの観点で色覚障害者の方等にも配慮して欲しい。	・都では、SNS のほかにも、報道発表、東京都防災ホームページ、防災アプリなどの様々な情報発信ツールを活用して、災害時における情報発信を行っています。 また、東京都防災ホームページでは、音声読み上げ機能の搭載、文字の大きさや色などアクセシビリティに配慮しています。今後も、地震、風水害などの様々な災害種別に応じた情報を分かりやすく発信していきます。
6．帰宅困難者による混乱防止（区部・多摩地域における地震）	・コロナ禍において帰宅困難者訓練を行うことは難しいが、帰宅困難者に対する SNS 訓練や安否確認情報の訓練を行ってみてはどうか。	・都では例年 2 月頃に帰宅困難者対策訓練を実施しており、その中で、企業における安否確認や、近隣県と連携した要配慮者の搬送など、様々な訓練を実施しています。 今後も、新型コロナウイルス感染状況を踏まえながら、効果的な訓練の実施に向けた検討を進めています。
6．帰宅困難者による混乱防止（区部・多摩地域における地震）	・民間の一時滞在施設の整備促進に当たっては、傷病者対応の観点で、各地域の病院との連絡体制の構築が必要と考える。	・都では、平成 24 年に一時滞在施設の確保及び運営のガイドラインを策定し、関係機関に対し、平時からの行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等について計画するよう広く周知を行いました。 また、「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」において、一時滞在施設の管理者は、施設滞在者の健康状態を把握した上で医療機関への移送が必要な施設滞在者への対応を行うとともに、負傷者は最寄の病院等へ誘導することとしており、そのために病院等の緊急連絡先を事前に作成し、配備することとしています。

		<p>更に、当該マニュアルについて東京都防災ホームページで公開し、民間一時滞在施設にも参考にしていただけるよう取り組んでいます。引き続き関係機関との協議等も含め、連携体制の推進に取り組んでいきます。</p>
6．帰宅困難者による混乱防止（区部・多摩地域における地震）	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者のみならず、インバウンドの観光客の対応を更に検討する必要がないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都では、空港への鉄道路線や都営地下鉄の車内デジタルサイネージにおいて、大規模地震の発生時にとるべき行動などを外国人にも分かりやすくまとめた動画を放映しています。 また、発災時には災害情報や一時滞在施設の開設情報等を、東京都防災ツイッターや防災マップなどにより英語等で発信することで、外国人への迅速な情報提供を行うこととしています。 引き続き、こうした取組により、外国人観光客等の帰宅困難者の安全確保を図っていきます。
6．帰宅困難者による混乱防止（区部・多摩地域における地震）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の受入れにあたっては、地元の住民に限定することなく、帰宅困難者やインバウンド観光客も含めて安全に避難できる環境整備の強化をお願いできなか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法では、避難所とは、避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設とされています。 また、避難所の開設・運営を担う区市町村に対し、避難所の運営に当たっては、外国人等も含めた要配慮者の視点を取り入れるよう、「避難所管理運営の指針」によって周知しています。
7．円滑な避難所の開設・運営（区部・多摩地域における地震）	<ul style="list-style-type: none"> ・各区が独自に作成している避難所運営マニュアルに関して、最低限のルールは都内全域で統一すべきでないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設・運営を担う区市町村に対し、都は「避難所管理運営の指針」を示しています。区市町村は同指針を踏まえ、各地域の実情や特性も考慮し、独自のマニュアル等を作成しています。

8．発災後の生活を可能にする飲料水や備蓄品の確保と輸送（区部・多摩地域における地震）	<p>・物資輸送システムの構築は、デジタル化の流れにあった取組でよいと思うが、延焼火災などで陸上の輸送が不可能な場合に備えて、他の輸送手段である船舶についても構築するべきと考える。</p>	<p>・災害時の物資輸送では物資量から陸上輸送が主体となるため、輸送車両でのシステム構築を予定していますが、船舶への応用も可能です。</p>
9．公助による救出救助活動等の展開（区部・多摩地域における地震）	<p>・水上ルートの活用はあるが、税金を投下して整備した船着場を災害に使用するのは当然だと思うため、「活用」という表記ではなく、「確保」とするべき考える。</p>	<p>・水上ルートを確保した上で、更に円滑に活用を行う意味で「活用」と表記しています。</p>
1．風水害への事前の備え（都内各地における風水害）	<p>・「震災」と「風水害」との「複合災害」も重要である。大地震により大水害が発生することや大型台風により想定された総降水量を上回ること等への対応について、補足が必要ではないか。</p>	<p>・都では、最大級の地震が発生した場合にも、施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目的に、堤防や水門などの耐震・耐水対策を推進しており、その取組を P65、66 に記載しています。 また、区市町村が作成するハザードマップについて、想定し得る最大規模の降雨による浸水予想区域図等を用いたマップの更新等を促進します。 さらに、河川監視カメラの増設など、住民の避難行動につながる水防災情報の発信・充実を図ります。これらの取組については、P85～90 に記載しています。加えて、都民の風水害に対する一層の意識向上に向け、「東京マイ・タイムライン」等を活用して、早期避難を含む適切な防災行動に関する普及啓発を展開しています。</p>
1．風水害への事前の備え（都内各地における風水害）	<p>・「マイタイムライン」は防災に携わる機関同士で使うに当たっては有用であるが、一般都民が自ら「マイタイムライン」を正しく設定することは難しいため、適切な運用を検討して欲しい。</p>	<p>・災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画である「タイムライン」を都として活用するとともに、都民が風水害からの避難に必要な知識を習得しながら、家族で話し合って、マイ・タイムラインシートを作成することによ</p>

		<p>り、適切な防災行動を事前に整理できるよう、「東京マイ・タイムライン」の普及啓発を進めています。</p>
3．浸水・土砂災害対策の充実・強化（都内各地における風水害）	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜が緩く、流域が狭くて土砂量が多くないところは、コンクリートで固めるのではなく、森林整備による土木施業を提案する。 ・（公財）東京都農林水産振興財団が林業事業体に対して防災の施業についての講習を実施するべき。 	<p>・都では、砂防事業を進めるに当たり、土石流発生のおそれがある土砂災害警戒区域において、避難所が存在する箇所等で優先的に砂防堰堤等の整備を実施しています。施設整備に当たっては、現場条件に適した工法を採用し、周辺の自然環境等に配慮しながら進めています。</p> <p>また、治山事業を進めるに当たっては、災害の発生状況、現地の地形等の条件、施工に関する条件及び保全対象に対する施設の設置効果等を総合的に判断し、工種・工法を決定しています。今後も現場の条件に応じて崩壊地等の復旧を行っていきます。</p> <p>・都では、（公財）東京都農林水産振興財団と連携し、森林循環促進事業等により、災害に強い森林整備を行っておりますが、今後とも更に防災に留意した森林整備を進めてまいります。</p> <p>また、林業事業体については、適正な森林整備等を進めるための育成を図ってまいります。</p>

※ 該当箇所については、意見内容を踏まえて一部変更しております。

※ 複数箇所にいただいた御意見については、主な内容が該当する所にまとめさせていただいている。